

港区特別区税条例の一部を改正する条例

本案は、「地方税法」の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震による資産の損失に係る雑損控除の特例を定めるものです。

【法改正の背景】

令和6年能登半島地震の被災者負担の軽減を図るため、発災日が令和6年1月1日と令和6年度分個人住民税の課税の対象となる期間(令和5年1月1日から同年12月31日まで)に極めて近接していることなどから、この地震により損失を受けた資産の金額について、令和5年において生じた損失として、令和6年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除額の控除等の特例を適用することができるよう、令和6年2月21日に地方税法が改正されました。

この特例により、令和7年度分の区民税からの控除ではなく、1年度分早く控除を受けることができます。

【条例改正の内容】

令和6年能登半島地震により住宅、家財等について生じた損失に係る雑損控除^{*}は、納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失として、令和6年度の区民税での適用ができることとします。

※雑損控除とは、災害等によって資産に損失が生じた場合に受けられる所得控除をいいます。

【施行期日】

公布の日

【適用期日】

令和6年2月21日(地方税法の一部を改正する法律(令和6年法律第2号)の施行の日)